

平成24年4月1日  
防衛省装備施設本部

## 工事及び建設コンサルタント業務における低入札価格調査の基準価格について

当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合の低入札価格調査の基準価格についてお知らせします。

### 【問い合わせ先】

防衛省 装備施設本部 施設計画課  
施設契約室 施設契約審査第2係  
03-3268-3111 (内) 36494

## (1) 工事の調査基準価格

予定価格算出の基礎となった各費目に表—1 下欄に掲げる率を乗じた額の合計額とします。

直接工事費	共通仮設費	現場管理費	一般管理費等
95%	90%	80%	30%

表—1

ただし、調査基準価格の範囲は予定価格の $7/10 \sim 9/10$ とするので、合計額に $100$ 分の $105$ を乗じた額が予定価格の $7/10$ に満たない場合は $7/10$ とし、 $9/10$ を超える場合は予定価格の $9/10$ となります。

なお、基準価格算出時の建築及び設備工事における「直接工事費」については「直接工事費—現場管理費相当額A」とし、「現場管理費」については「現場管理費+現場管理費相当額A」として取り扱います。「現場管理費相当額A」の考え方については別図をご覧ください。

## (2) 測量、建設コンサルタント業務及び地質（土質）調査業務の調査基準価格

次に掲げる業務区分ごとに、予定価格算出の基礎となる各費目の表—2の①から④までに掲げる額の合計額とします。

業種区分	①	②	③	④
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に $10$ 分の $4$ を乗じて得た額	—
建築関係コンサルタント業務 ※1	直接人件費の額	特別経費の額 ※2	技術経費の額に $10$ 分の $6$ を乗じて得た額	諸経費の額に $10$ 分の $6$ を乗じて得た額
土木関係コンサルタント業務 ※3	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に $10$ 分の $9$ を乗じて得た額	一般管理費等の額に $10$ 分の $3$ を乗じて得た額
地質（土質）調査業務	直接調査費の額	間接調査費の額に $10$ 分の $9$ を乗じて得た額	諸経費の額に $10$ 分の $4$ を乗じて得た額	解析費等調査業務の額に $10$ 分の $7.5$ を乗じて得た額

※1 「建築関係コンサルタント業務」は、建築工事、設備工事、通信工事及び土木工事に係る設計業務並びに建築工事、設備工事及び通信工事に係る工事監理業務とする。

※2 「特別経費の額」は、土木工事に係る設計業務の場合は直接経費の額とする。

※3 「土木関係コンサルタント業務」は、防衛施設整備監理業務、防衛施設技術審査業務、積算等技術支援業務及び土木工事に係る工事監理業務とする。

表—2

ただし、地質（土質）調査業務以外に係る業務については、調査基準価格の範囲は、予定価格の6/10～8/10の間とするので、合計額に100分の105を乗じた額が予定価格の6/10に満たない場合は6/10とし、8/10を超える場合は予定価格の8/10となります。また、地質（土質）調査業務に係る契約については、調査基準価格の範囲は2/3～8.5/10の間とするので、合計額に100分の105を乗じた額が予定価格の2/3に満たない場合は2/3とし、8.5/10を超える場合は予定価格の8.5/10となります。

### (3) 特別重点調査の実施対象

予定価格が**5,000万円以上**の工事において、調査基準価格を下回る価格で入札を行った者のうち、その者の申込みに係る価格の積算内訳の各費用の額のいずれかが、予定価格算出の基礎となった各費目に表-3下欄の率を乗じて得た金額に満たないもの、及びこれと同等と認めて別に定める者に対して行うものとします。

直接工事費	共通仮設費	現場管理費	一般管理費等
75%	70%	70%	30%

表-3

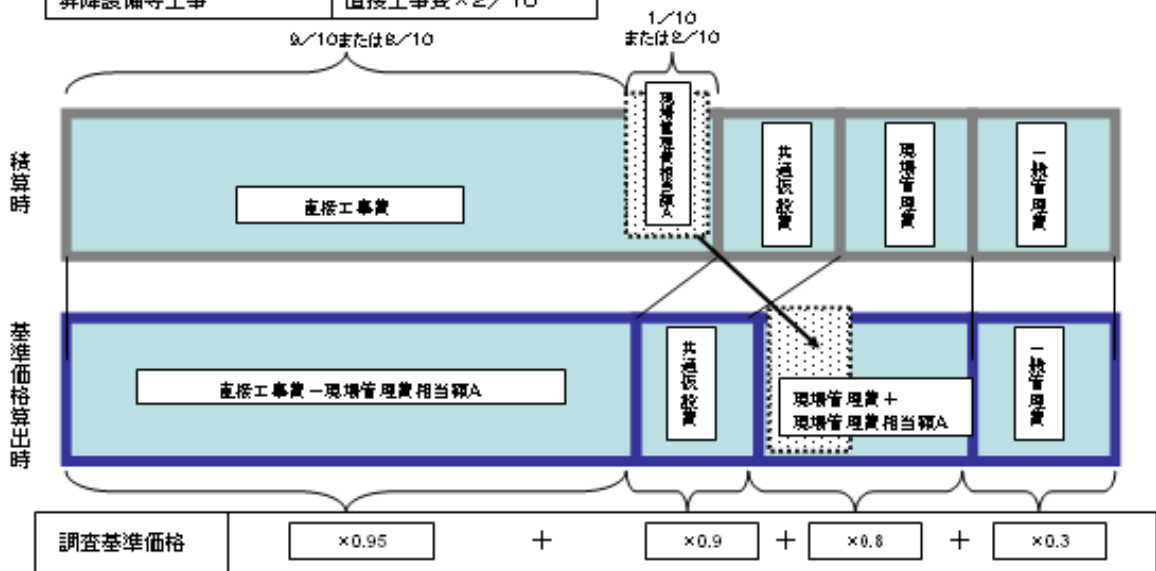
なお、基準価格算出時の建築及び設備工事における「直接工事費」については「直接工事費-現場管理費相当額A」とし、「現場管理費」については「現場管理費+現場管理費相当額A」として取り扱います。「現場管理費相当額A」の考え方については別図をご覧ください。

◆ 建築工事及び設備工事における調査基準価格算定の考え方

$$\begin{aligned}
 & (\text{直接工事費} - \text{現場管理費相当額A}) \times 0.95 + \text{共通仮設費} \times 0.9 \\
 & + (\text{現場管理費} + \text{現場管理費相当額A}) \times 0.8 + \text{一般管理費} \times 0.3
 \end{aligned}$$

※現場管理費相当額Aは以下の額

昇降設備工事等を除く工事	直接工事費 × 1/10
昇降設備等工事	直接工事費 × 2/10



※ 入札参加者の入札時の工事内説明細書についても同様の扱いとし、調査基準価格との比較を行います。